

令和7年

税のこよみ



(一社) 所沢法人会

表中、以下の表記は、()内の税を表します。

※ 決算法人の確定申告

(法人税及び地方法人税・消費税及び地方消費税・法人県民税並びに法人事業税及び特別法人事業税・法人市町村民税・法人の事業所税)

※ 所得税 (所得税及び復興特別所得税)

主な申告期限等

1月 JANUARY

- ★ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出期限 (本年最初に給与の支払を受ける日の前日)
- 10日 ○ 12月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- 20日 ○ 納期の特例適用者の源泉所得税額の納付 (7月~12月)
- 31日 ○ 11月決算法人の確定申告
○ 5月決算法人の中間申告
○ 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告
○ 源泉徴収票の受給者への交付
○ 法定調書の合計表・源泉徴収票・支払調書の提出
○ 給与支払報告書の提出 (各市町村長)
○ 固定資産税の償却資産に関する申告
○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第4期)

2月 FEBRUARY

- ★ 贈与税の申告と納付 (2月3日から3月17日)
- ★ 所得税の確定申告と納付 (2月17日から3月17日)
- ★ 個人県民税及び市町村民税の申告 (同上) (なお、所得税の確定申告書を提出した者は、申告不要)
- 10日 ○ 1月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- 28日 ○ 12月決算法人及び決算期の定めのない人格のない社団等の確定申告
○ 6月決算法人の中間申告
○ 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告
○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第4期)

3月 MARCH

- 10日 ○ 2月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- 15日 ○ 所得税と贈与税の申告と納付
○ 所得税の確定申告税額の延納届出期限
○ 個人県民税及び市町村民税の申告
○ 個人事業税の申告 (土曜日のため3月17日)
- 31日 ○ 1月決算法人の確定申告
○ 7月決算法人の中間申告
○ 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告
○ 個人事業者の消費税の申告と納付

4月 APRIL

- 1日 ○ 自動車税 (種別割)・軽自動車税 (種別割)の賦課期日
- 10日 ○ 3月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- 15日 ○ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出 (4月1日現在で給与の支払いを受けなくなった者がある時・・・関係の市町村に提出)
- 下旬 ○ 所得税の振替日
○ 個人事業者の消費税の振替日
- 30日 ○ 2月決算法人の確定申告
○ 8月決算法人の中間申告
○ 5月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告
○ 公共法人等の県民税及び市町村民税均等割の申告

5月 MAY

- 10日 ○ 4月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 (土曜日のため5月12日)
- 31日 ○ 個人県民税及び市市民税の特別徴収税額の通知 (特別徴収義務者経由納税義務者への通知期限)
- 31日 ○ 3月決算法人の確定申告 (6/2)
○ 9月決算法人の中間申告
○ 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告
○ 自動車税 (種別割)・軽自動車税 (種別割)の納付
○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第1期分)
○ 所得税確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
○ 個人事業者の消費税の中間申告 (第1四半期分) (土曜日のため6月2日)

6月 JUNE

- 10日 ○ 5月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
○ 住民税特別徴収税額の納付 (納期の特例事業者)
- 15日頃 ○ 所得税予定納税額の通知
- 30日 ○ 4月決算法人の確定申告
○ 10月決算法人の中間申告
○ 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告
○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第1期) (但し均等割のみの者は、6月に全額納付)

7月 JULY

- 10日 ○ 6月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
○ 納期の特例適用者の源泉所得税額の納付 (1月~6月分)
- 15日 ○ 所得税予定納税額の減額申請期限 (第1期)
- 31日 ○ 5月決算法人の確定申告
○ 11月決算法人の中間申告
○ 8月・11月・2月決算法人の消費税の中間申告
○ 所得税予定納税の納付 (第1期)
○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第2期)

8月 AUGUST

- 10日 ○ 7月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 (日曜日のため8月12日)
- 31日 ○ 6月決算法人の確定申告
○ 12月決算法人の中間申告
○ 9月・12月・3月決算法人の消費税の中間申告
○ 個人事業税の納付 (第1期)
○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第2期)
○ 個人事業者の消費税の中間申告 (半期分・第2四半期分) (日曜日のため9月1日)

9月 SEPTEMBER

- 10日 ○ 8月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- 30日 ○ 7月決算法人の確定申告
○ 1月決算法人の中間申告
○ 10月・1月・4月決算法人の消費税の中間申告

10月 OCTOBER

- 10日 ○ 9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- 31日 ○ 8月決算法人の確定申告
○ 2月決算法人の中間申告
○ 11月・2月・5月決算法人の消費税の中間申告
○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第3期)

11月 NOVEMBER

- ★ 税を考える週間 (11日から17日まで)
- 10日 ○ 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- 15日 ○ 所得税予定納税額の減額申請期限 (第2期) (土曜日のため11月17日)
- 30日 ○ 9月決算法人の確定申告
○ 3月決算法人の中間申告
○ 12月・3月・6月決算法人の消費税の中間申告
○ 所得税予定納税額の納付 (第2期)
○ 個人事業者の消費税の中間申告 (第3四半期分)
○ 個人事業税の納付 (第2期) (日曜日のため12月1日)

12月 DECEMBER

- ★ 給与所得の年末調整の時期 (本年最後の給与の支払をする時)
- 10日 ○ 11月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
○ 住民税特別徴収税額の納付 (納期の特例事業者)
- 31日 ○ 10月決算法人の確定申告
○ 4月決算法人の中間申告
○ 1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告
○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第3期) (年末のため1月5日)

※ 消費税の中間申告税額は、直前の課税期間の確定消費税額 (国税分の年税額) により、次の区分により申告・納付を行うこととなります。

直前の課税期間の年間確定消費税額 (国税分)	48万円以下	400万円以下 ↑ 48万円超	4,800万円以下 ↑ 400万円超	4,800万円超 ↑ 4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要(注)	年1回	年3回	年11回

なお、年11回の消費税の中間申告については、「税のこよみ」の表記を省略しています。

(注) 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出することにより、自主的に申告・納付することができます。

※ 期日や期限については、各税法、各地方団体の条例や納税通知書などでも必ず確認をしてください。

※ 該当部分にマーカーで印をつけると便利です。